

# 一般社団法人札幌ボート協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人札幌ボート協会と称し、英文では Sapporo Amateur Rowing Association(略称 SARA) と称する。

(事務所)

**第2条** 本会は主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本会は札幌市で活動するボート団体及び愛好者を統括し、ボート競技の健全な発展を図ると共に、市民に対しボート競技の普及とオアズパーソンシップ育成に努める。

(事業)

**第4条** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 朝日茨戸レガッタ、札幌市民レガッタ、全国マシンローイング札幌大会、及び各種ボート競技会の開催及び競技会の受託運営。
- (2) ボート競技に関する安全、強化、普及、指導、国際・国内諸団体との親善交流、調査研究、広報等の諸活動。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

(会員)

**第5条** 本会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員

- ①札幌市内の水域で活動する高等学校、大学、社会人等の各ボート部、ボート愛好者団体（以下「加盟団体」という。）の代表者。
- ②本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を受けた個人。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は法人の代表者

2 第1項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

**第6条** 本会の会員となるには、所定の入会申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければ

ならない。

(会費等)

**第7条** 会員は本会の運営及び事業の実施に要する経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

**第8条** 会員は別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き1ヶ月以上前に本会に対して予告するものとする。

(除名)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合はその会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 北海道ボート協会が定める倫理規定に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 第5条第1項1号①の会員について、次の事由のいずれかが生じたとき。
  - ア 当該加盟団体の解散等による消滅。
  - イ 当該加盟団体の代表者でなくなったとき。
- (3) 第5条第1項第2号の会員のうち、団体の代表者については、当該団体の代表者でなくなったとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

**第11条** 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

**第12条** 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

**第13条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第14条** 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

**第15条** 社員総会における議決権は、正会員1名について1個とする。

(決議)

**第16条** 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令及び定款に規定する事項及び理事会で必要と認めた事項

2 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

ただし、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

**第17条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第18条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(名誉会長、顧問)

**第19条** 前条の外、社員総会の決議により次のものを置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
  - (2) 名誉顧問 若干名
  - (3) 顧問 若干名
- (役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は社員総会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 代表理事をもって会長とし、業務執行理事をもって理事長とする。
- 4 理事のうち、若干名を副会長とする。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらに準ずる者として当該理事と政令で定める特別な関係にある者を含む）の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務と権限)

**第21条** 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところより、職務を執行する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長は日常の会務を処理する。
- 5 会長及び理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 7 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

**第22条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により、選任された理事は前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、役員が欠けた場合又は第18第1項各号に定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、なお役員としてのその職務の権利義務を有する。
- 5 名誉会長及び名誉顧問並びに顧問については任期を定めないものとする。

(役員解任)

**第23条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

**第24条** 役員は、無報酬とする。ただし、実費弁償に係る費用は別に定める規程により支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第25条** 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第26条** 理事会は次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

**第27条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順序で他の理事が招集する。

(議長)

**第28条** 理事会の議長は理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ定める順序により他の理事が議長となる。

(決議)

**第29条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第30条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印又は署名する。

(部、委員会)

**第31条** 日常の業務を円滑に執行するため、理事会の下に専門部会・特別委員会を置くことができる。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第32条** 本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

**第33条** 理事長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

**第34条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

**第35条** 本会は、剰余金を分配しない。

(基金)

**第36条** 本会は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還手続については、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を社員総会において別に定めるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第37条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第38条** 本会は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

**第39条** 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

**第40条** 本会の事務（庶務、会計）を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名及び会計1名の事務局員を置く。
- 3 事務局長及び会計は、理事長が任免する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第41条** 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

**第42条** この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 附 則

(設立時社員)

**第1条** 本会の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

住所 北海道札幌市清田区北野4条4丁目2番24号

氏名 中川 信治

住所 北海道札幌市豊平区平岸4条17丁目5番9号

氏名 亀山 聖二

(事業年度)

**第2条** 第32条の規定にかかわらず、本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和2年12月31日までとする。

(設立時役員)

**第3条** 本会の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事

(氏名) 中川 信治

(氏名) 亀山 聖二

(氏名) 本間 公康

設立時監事

(氏名) 大森 茂伸

(法令の準拠)

**第4条** この定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

令和2年2月28日

以上、一般社団法人札幌ボート協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

設立時社員 中 川 信 治

設立時社員 亀 山 聖 二